

華誠の知的財産権ニュースレター



2026年3月 第107期

目次

WIPO、2025年PCT・商標出願等のデータを発表 ---- デジタル技術が世界のイノベーションを牽引

特許出願 (PCT) : デジタル通信と AI が牽引	2
特許技術分野 : デジタル情報と医療イノベーションが半数を占める	2
国際商標 (マドリッド) : コンピュータ及び電子機器が人気	3
意匠 (ハーグ) : 記録的な成長、中国が首位に躍進	4

特集連載

2025年『特許審査ガイドライン』改訂解説シリーズ第4弾	
生物育種分野 : 中間材料の特許空間解放	6



公式サイト : www.watsonband.com

Eメール : mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

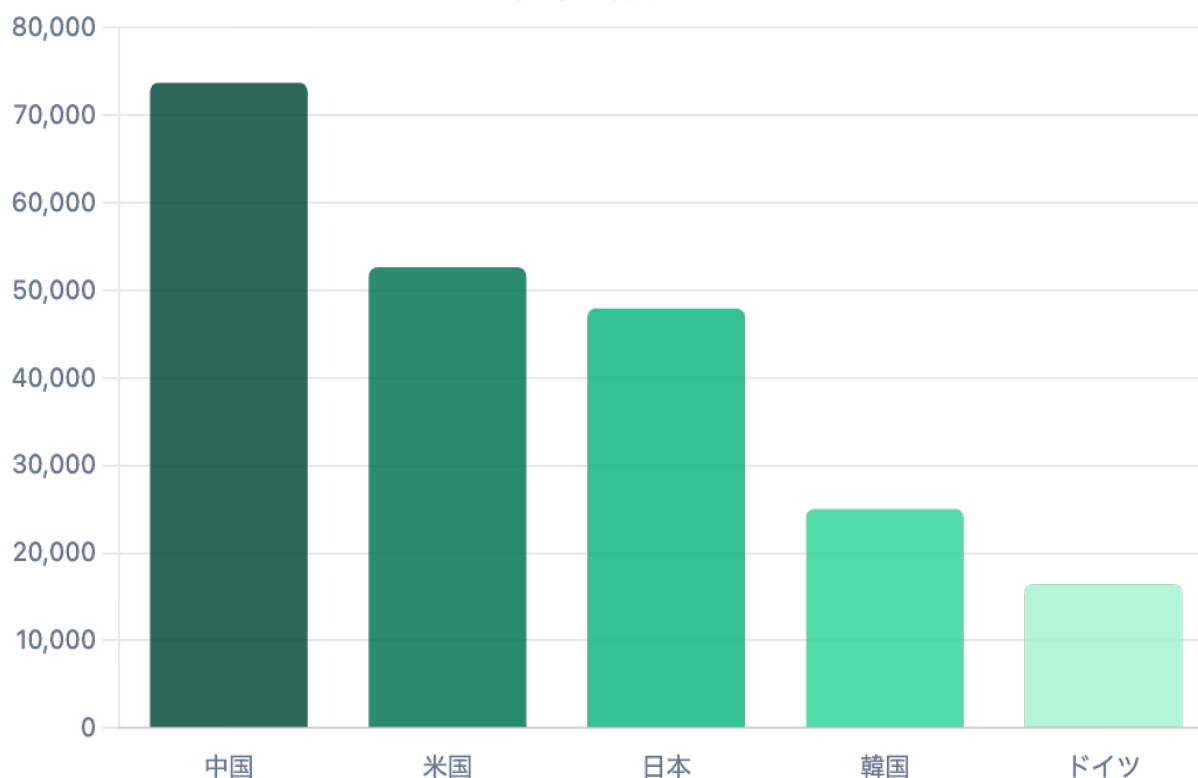
WIPO、2025年PCT・商標出願等のデータを発表

デジタル技術が世界のイノベーションを牽引

特許出願 (PCT)：デジタル通信と AI が牽引

2025年、世界のPCT特許出願件数は27万5,900件に達する、2年連続の微増(+0.7%)となった。デジタル通信(+6.1%)と半導体(+6.1%)分野の伸びが最も著しく、AIとデジタル技術の革新への後押しを浮き彫りにしている。国別では中国が7万3,718件(+5.3%)で首位を維持し、韓国は増加を維持する一方、米日独はわずかに減少した。企業別では、ファーウェイ (Huawei) が7,523件で8年連続トップ、サムスンとクアルコムが続いた。

PCT特許出願国トップ5

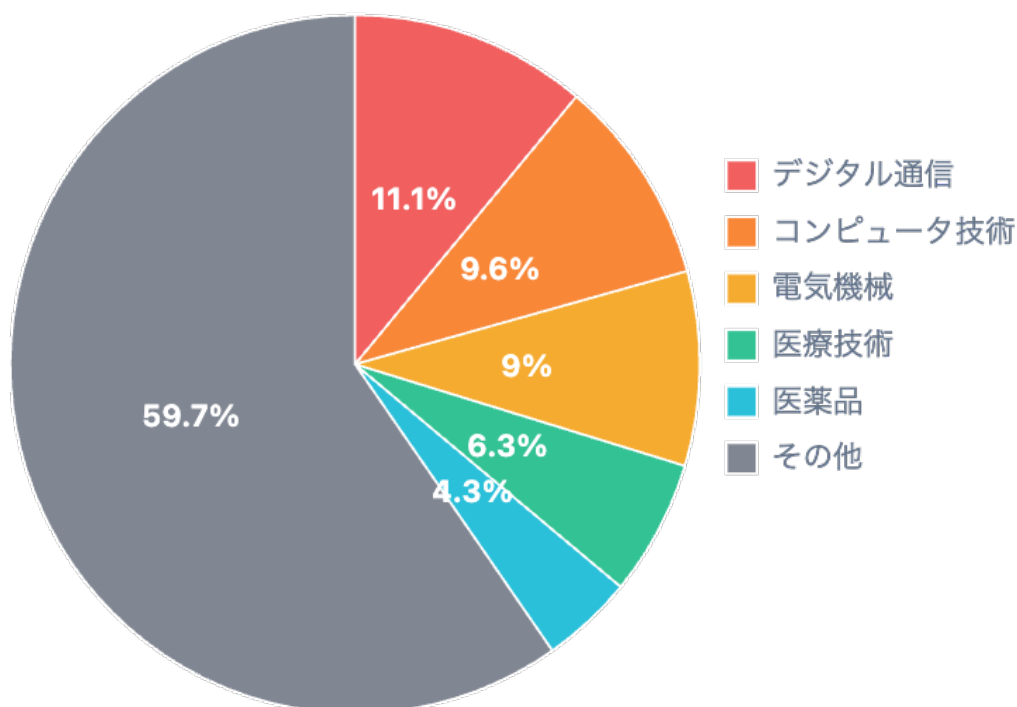


特許技術分野：デジタル情報と医療イノベーションが半数を占める

公開されたPCT特許出願において、デジタル通信が11.1%を占め全技術分野の首位となり、成長率も最速(+6.1%)た。デジタル通信に次ぐ分野は、コンピュータ技術(9.6%)、電気機械(9.0%)、医療技術(6.3%)、医薬品(4.3%)である。これら5つの主要技術分野がPCT総出願件数の40%以上を占めている。このデータの集中は、デジタル技術と医療が現在の世界的なイノベーションと経済発展の最も重要な基盤であることを裏付けている。

WIPO、2025 年 PCT・商標出願等のデータを発表

PCT特許出願の主要技術分野の割合 (%)

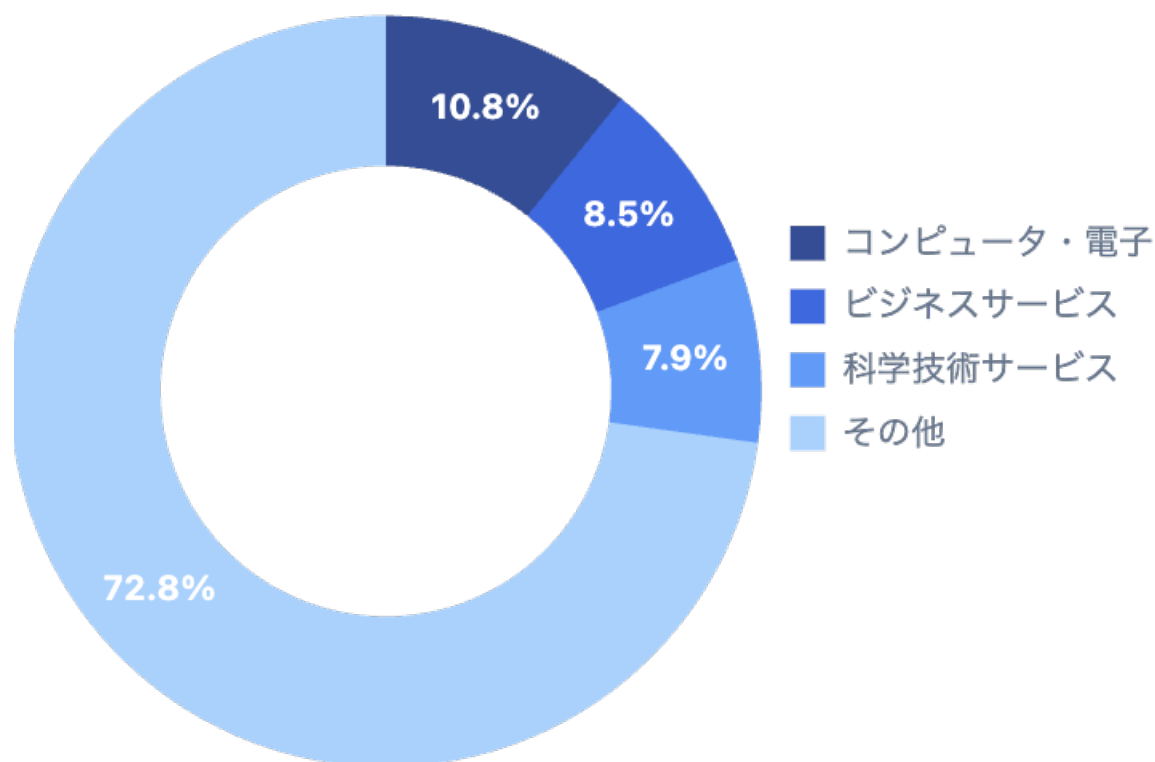


国際商標 (マドリッド) : コンピュータ及び電子機器が人気

2025 年のマドリッド協定議定書に基づく商標出願総数は 1.5% 微減の 6 万 4,150 件であった。米国は 1 万 997 件で最大の出願国としての地位を維持し、ドイツ、中国が続いた。上位 10 カ国のうち 7 カ国で出願数が減少したことは注目に値している。業界別では、コンピュータのハードウェア・ソフトウェア及び電子機器が最大のシェアを占めた。企業別では、フランスのロレアル (274 件) が 5 年連続で首位、米国の Light & Wonder が 2 位に躍進し、中国のファーウェイが 4 位となった。

WIPO、2025年PCT・商標出願等のデータを発表

マドリッド制度 指定区分の人気割合 (%)

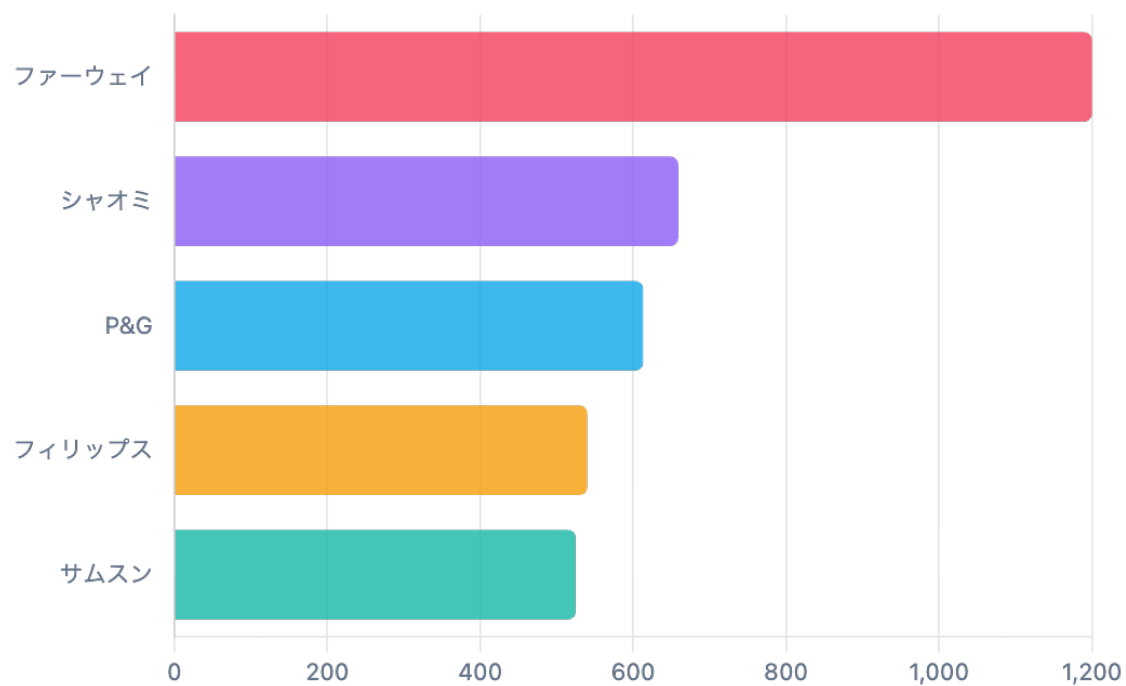


意匠 (ハーク) : 記録的な成長、中国が首位に躍進

ハーク制度は5年連続で拡大し、2025年の意匠登録数は5.2%増の記録的な2万8,588件に達した。録音通信機器 (13.2%) と輸送機器 (8.0%) が最も主要な区分となった。国別の順位には大きな変動があり、中国が21.4%増 (5,911件) でドイツを抜き世界首位に躍り出た。米国がそれに続いた。企業別ランキングは家電大手を占め、ファーウェイ (1,200件) とシャオミ (659件) が世界の上位2位を占めた。

WIPO、2025年PCT・商標出願等のデータを発表

世界の意匠登録 企業出願人トップ5



2025 年度知財特集

2025 年『特許審査ガイドライン』改訂解説シリーズ第 4 弾：生物育種分野：中間材料の特許空間解放

1. 改訂の背景と法的根拠

今回の改訂は、育種革新の保護における「制度的な空白」を埋めることを目的としている。これまで、特許法第 25 条では「植物品種」が全体的に排除され、『植物新品種保護条例』は安定性や一致性のある最終製品にしか適用されなかった。そのため、CRISPR 編集後でホモ接合が進んでいない株や、特定の遺伝子で限定された広範な植物群体など、高価値な育種中間材料は品種権登録基準を満たさず、「植物品種」と誤って判断されて特許出願が却下されることが多かった。

今回の改訂では、「植物品種」の定義を明確にし、遺伝子や編集方法、中間材料などを特許で保護できる空間を開放した。「特許（技術面）＋品種権（製品面）」という補完的な保護体系が作られた。

2. 審査基準の進化：『一刀切』から『DUS 三段階検査』へ

1) 対象の境界を明確化

新たに定義された内容：「植物品種とは、人工選抜や改良によって形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝的に安定している植物群体のこと。」

審査は、以下の 3 つの段階で進められる：

① 人工選抜されているか？ → ② 集団内で形質が一致しているか？ → ③ 多代繁殖後に遺伝的に安定しているか？

これらのいずれかが欠けている場合、「植物品種」として認められず、特許審査に進むことになる。

2) 広範な遺伝型群体が特許対象に（画期的な変更）

新たに追加されたルール：「特定の形質 DNA や機能性タンパク質配列で限定された広範な植物群体は、主な形質において一致性や安定性を欠き、『植物品種』には該当しない。」

・ 代表例：「耐乾性水稲、SEQ ID NO:1 に示された外来遺伝子を含む」

この場合、遺伝子は多くの植物群体や個体に適用可能で、遺伝的背景が異なるため、形質の一致性や安定性を欠き、「植物品種」には該当しない。

・ 審査の区別：

◎ 「転写因子遺伝子を含む大豆品種」のような明確な品種保護要求 → これは植物品種として認められ、特許は与えられない。

◎ 「特定の遺伝子を含む植物群体」のような場合 → 実質審査に進む必要がある。

2025 年度知財特集

3) 科学的発見の境界を明確化

「自然界から発見された野生植物は科学的発見として扱われるが、人工選抜や改良が行われ、産業利用価値があれば、科学的発見とは見なされない。」

これにより、「野生植物＝天然物」と誤判定されることがなくなる。

3. 実務への影響と対応戦略

・ 審査員に対して：

これまでの「名称排除」から、「実質審査」に移行することが求められる。権利要求が「転写因子遺伝子を含む大豆品種」など、明確な品種保護を求めている場合は、特許法第 25 条を適用する。逆に、「特定の遺伝子を含む植物群体」の場合は、その群体が DUS 特性（一致性・安定性）を持っているかどうかを確認することになる。

・ 出願人／代理人に対して：

1) 「二段階戦略」の構築

◎ 上流：遺伝子や編集方法、中間株系を特許で保護（例：「遺伝子 X を含む植物」と記載し、「品種 X」とは記載しない）

◎ 下流：商業化された定型品種の品種権で保護

2) 抗弁のポイント

「植物品種に該当する」とされた場合、抗弁の焦点は「この植物群体は遺伝的に変異があり、DUS 基準（一致性、安定性）を満たしていない」という点。技術的貢献を強調するだけでは不十分。

3) 野生資源の利用について

明細書には人工選抜の手順（交配や選抜回数）や産業利用データ（収量向上率）を記載し、「科学的発見」ではないことを証明する必要がある。出願人が十分な証拠を示せない場合、その植物群体は「植物品種」と見なされる可能性がある。

今回の改訂により、生物育種の革新における保護が強化され、「遺伝子から田畑まで」の全過程にわたる知的財産権の戦略的配置が可能になった。